

沼津市貯水槽水道の管理等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼津市給水条例(平成10年条例第16号)第22条の2の規定に基づき、貯水槽水道により供給される飲料水の安全性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽水道 水道法(昭和32年法律177号。以下「法」という。)第14条第2項第5号に規定する水道をいう。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する水道をいう。
- (3) 小規模貯水槽水道 貯水槽水道であって、簡易専用水道を除くものをいう。
- (4) 設置者等 貯水槽水道の所有者及び維持管理の責任を有する者をいう。

(構造基準)

第3条 貯水槽水道の構造に係る基準は、安全な飲料水の供給に支障のない構造設備とすることとし、市長が別に定める。

(届出)

第4条 設置者等は、当該施設が完成したときは、貯水槽水道設置届(第1号様式)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 設置者等は、前項の届出事項に変更があったとき、又は貯水槽水道を廃止したときは貯水槽水道変更(廃止)届(第2号様式)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(維持管理の基準)

第5条 小規模貯水槽水道の設置者等は、次に掲げる基準に従い、適正に当該貯水槽水道を維持管理するよう努めなければならない。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 小規模貯水槽水道の設置者等は、前項の管理について、1年以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる検査を受けること。

(1) 給水栓における水質に係る水の色、濁り、臭い及び味に関する検査

(2) 給水栓における水質に係る残留塩素に関する検査

3 簡易専用水道の設置者等は、法第34条の2第1項の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、同条第2項の定めるところによりその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

(検査結果の報告)

第6条 簡易専用水道の設置者等は、法及びこの要綱の規定により水槽の清掃を行ったときは、清掃を行った月の翌月の10日までに、その旨を市長に報告するものとする。

2 前項の報告は、簡易専用水道受検報告書（第3号様式）により検査機関の報告書を添えて、速やかに届け出るものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 沼津市小規模貯水槽水道の管理等に関する要綱は廃止する。

第1号様式（第4条関係）

貯水槽水道設置届

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所 （ 法人にあっては、その ）
 主たる事務所の所在地
 設置者等 氏 名 （ 法人にあっては、その ） ⑩
 名称及び代表者の氏名
 電話番号

貯水槽水道を設置したので、次のとおり届け出ます。

形 態	小規模貯水槽水道（10 m ³ 以下）・簡易専用水道（10 m ³ を超える）					
名 称	（通称）					
所 在 地						
管 理 形 態	自主管理	担 当 者			電話番号	常駐・非常駐
	委託管理	委託先住所 氏名			電話番号	常駐・非常駐
建 物 概 要	主たる用途	共同住宅（ 戸）・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・ホテル・その他（ ）				
	竣工年月	年	月	階 数	地上 階 ・ 地下 階	
設 備 概 要	受 水 槽	設置場所	屋内・屋外	床置き式・地下式 ・		槽 数
		有効容量	m ³	材 質	FRP・ステンレス製・鋼製・その他（ ）	
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	材 質	FRP・ステンレス製・鋼製	
		有効容量	m ³		・その他（ ）	
原水種別	水道水・その他（ ）			水道直結栓	有 ・ 無	
配管材質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニル管・その他（ ）					
備 考						

第2号様式（第4条関係）

貯水槽水道変更（廃止）届

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所 （ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
設置者等 氏 名 （ 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ） ⑩
電話番号

貯水槽水道を 変 更 したので、次のとおり届け出ます。
廃 止

形 態	小規模貯水槽水道（10 m ³ 以下）・簡易専用水道（10 m ³ を超える）	
施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地	電話番号	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 （ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日	
変 更 （ 廃 止 ） 理 由		

第3号様式（第6条関係）

簡易専用水道受検報告書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所 （ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
報告者 氏 名 （ 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ） ⑩
電話番号

水道法第34条の2第2項の規定により、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたので、次のとおり報告します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	電話番号
受検した登録検査機関の名称	
判定基準に適合しなかった事項	無・有（ 判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準の番号を記入
検 査 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	氏 名
	電話番号